○経済産業省告示第二百六十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月九日

経済産業大臣　大畠　章宏

学校の名称	学部・学科名	備考
芝浦工業大学	二部　電気設備学科	平成二十年三月までの卒業生については従前のとおりとする
京都市立洛陽工業高等学校	定時制課程　電気科	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第千四百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十二月九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　縦覧開始の日　平成二十二年十二月十日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　滋賀県大津市本堅田五丁目二十三番二十三号独立行政法人都市再生機構西日本支社滋賀開発事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千四百五十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
ＡＧＣテクノロジーソリューションズ株式会社　神奈川県川崎市川崎区日進町一丁目十四番
二　変更する年月日
平成二十二年十月十二日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地
ＡＧＣテクノロジーソリューションズ株式会社　神奈川県川崎市川崎区日進町一丁目十四番

○国土交通省告示第千四百五十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル
二　変更する年月日
平成二十二年十月一日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地
ビューローベリタスジャパン（株）横浜本社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル
仙台事務所　宮城県仙台市青葉区本町二丁目十五番一号
埼玉県さいたま市大宮区仲町三丁目十三番一号
千葉事務所　千葉県船橋市本町三丁目三十二番二十五号
東京新宿事務所　東京都新宿区西新宿一丁目二十二番二号
東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台二丁目八番地
立川事務所　東京都立川市錦町三丁目一番十六号
横浜事務所　神奈川県横浜市中区日本大通七番地
名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄四丁目一番八号
大阪事務所　大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十一号
福岡事務所　福岡県福岡市中央区天神四丁目三番三十号
ＢＶエクスプレス神戸　兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目一番一号
ＢＶエクスプレス大阪　大阪府大阪市中央区北浜三丁目二番二十三号
ＢＶエクスプレス堺　大阪府堺市堺区新町四番七号
ＢＶエクスプレス姫路　兵庫県姫路市栗山町百五十一番地二

○国土交通省告示第千四百五十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき平成二十一年国土交通省告示第八百九十三号で公示した登録建築物調査機関から登録建築物調査機関の名称等の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録建築物調査機関の名称
変更前　株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント
変更後　ＮＫＳＪリスクマネジメント株式会社
二　変更年月日
平成二十二年十一月一日

○国土交通省告示第千四百五十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき平成二十一年国土交通省告示第七百七十九号で公示した登録建築物調査機関から登録建築物調査機関の名称等の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録建築物調査機関の名称
変更前　富士建築コンサルティング株式会社
変更後　富士建築センター株式会社
二　変更年月日
平成二十二年十一月一日

○近畿地方整備局告示第二百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十二年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖南市正福寺字榎一四一九番一から同市正福寺字中ノ間一六一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月九日